

JIS

住宅用収納間仕切り構成材

JIS A 4414 : 2005

(JHESA/JSA)

平成 17 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学
(委員)	秋庭 悦子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	天野 正喜	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	大熊 志津江	文化女子大学
	大津 徳明	社団法人日本住宅設備システム協会
	岡田 宏	社団法人繊維評価技術協議会
	長見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	小熊 誠次	社団法人日本オフィス家具協会
	小林 哲郎	財団法人家電製品協会
	斎田 真也	独立行政法人産業技術総合研究所
	三枝 繁雄	財団法人製品安全協会
	櫻橋 晴雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐野 真理子	主婦連合会
	鈴木 啓二郎	株式会社西友 ロスプリベンション
	芝原 純	社団法人消費者関連専門家会議
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村田 政光	財団法人日本文化用品安全試験所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 52.3.1 改正：平成 17.11.20

官 報 公 示：平成 17.11.21

原 案 作 成 者：社団法人日本建材・住宅設備産業協会

(〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 浜町花長ビル TEL 03-5640-0901)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本住宅設備システム協会(JHESA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 4414:1998** は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正は、シックハウス問題に対応するため、ホルムアルデヒドの放散のおそれのある材料に関する部分の改正を主たる目的とし、更に建築モデューラーコーディネーションに関連する日本工業規格の改正に伴う、寸法部分の用語の改正、**JIS Z 8301** の様式との整合及び SI 単位への移行を行った。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS A 4414 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (規定) 遮音性及び地震時における耐転倒性の試験方法

附属書 2 (参考) 引出しの急速開閉試験用装置

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 種類	1
4. 品質及び構造	1
4.1 外観	1
4.2 構造及び加工	1
4.3 性能	2
5. 材料	2
6. 寸法	3
6.1 収納間仕切りのコーディネーティング面	3
7. 試験	4
7.1 帆立部の衝撃抵抗性試験	4
7.2 安定性試験	4
7.3 強度及び耐久性試験	5
7.4 表面処理試験	6
7.5 絶縁抵抗耐電圧試験	7
8. 検査	7
8.1 形式検査	7
8.2 受渡検査	8
9. 表示	8
9.1 製品に対する表示	8
9.2 添付書類による表示	8
10. 取扱い上及び維持管理上の注意事項	8
附属書 1 (規定) 遮音性及び地震時における耐転倒性の試験方法	10
附属書 2 (参考) 引出しの急速開閉試験用装置	12
解 説	14

住宅用収納間仕切り構成材

Storage partition components for dwellings

1. 適用範囲 この規格は、住宅の室空間に用いられる収納間仕切り構成材（以下、収納間仕切りという。）及びそれに組み込まれる収納部について規定する。

備考1. 収納間仕切りとは、収納の機能を持ち、室空間を間仕切る構成材をいう。

2. 収納部とは、組み合わせて使用することを目的とする単品をいう。

2. 引用規格 付表 1 に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

3. 種類 収納部の種類は、表 1 による。

表 1 収納部の種類

収納部の種類	記号	用途内容
衣類用	W	洋服ダンス・整理ダンスのような収納機能をもつもの。
食器用	K	食器戸棚・茶ダンスのような機能をもつもの。
書籍用	B	本箱・書棚のような機能をもつもの。
複合用	C	衣類用・食器用・書籍用のいずれかをそれぞれ組み合わせたもの。
その他	D	家庭用電気機器などのような収納機器をもつもの。

4. 品質及び構造

4.1 外観 完成品の外観等は、次による。

a) 完成品⁽¹⁾の外観は良好で、美観を損なうような色むら、はく離、くるい、不ぞろい、きずなどの著しい欠点があってはならない。

注⁽¹⁾ 完成品とは、その製品の組立仕様書に従って組み立てられたものをいう。

b) 人体及び衣類に直接触れる部分には、鋭い角部や危険な突起などがあってはならない。

c) 使用上支障のあるような揮発性物質及び臭気を発生してはならない。

4.2 構造及び加工 構造及び加工は、次による。

a) 収納間仕切りの構造は、建築く（軀）体への組込み及び接合を容易に、かつ、確実に実施できるように考慮する。

b) 木材又は木質材料を使用するときは、組立て後、割れ、くるいなどの欠陥を生じにくい構造とする。

c) 帆立て構造のものは、7.1 によって試験を行い、倒れたり崩壊による著しい危険性がない構造とする。

d) 接着、溶接などは確実にを行い、また、き裂を生じにくい構造とする。

e) 木部を接着して組み立てる場合は、接着後十分に圧縮めを行う。

f) ねじ類、その他の金属を用いて組み立てる場合は、接合部に緩みが生じないように確実に結合する。